

# 「安全宣言」運動について

平成28年4月1日  
十和田労働基準監督署

## 1 目的

当署管内における休業4日以上労働災害が、平成18年以降増加傾向にあったことから、平成26年度から継続して「安全宣言」運動の実施を各団体及び管内事業場に要請し、展開してきたところ、平成27年における同災害による死傷者数が157人と過去最少となったものの、平成28年1月から3月までの同災害による負傷者数が一転して、前年同期比でほぼ倍増となっています。

労働災害は、被災者のみならず、その家族、職場、社会にとっても大きな損失を与えるものであり、人命尊重の基本に立ち返り、安全で、安心して働ける職場環境を早急に整備する必要があります。

また、第12次労働災害防止計画（平成25年度～平成29年度）における労働災害の死傷者数目標を達成するためには、平成27年の災害発生件数を平成29年まで継続する必要があります。

そのため、各事業場において、労働災害の防止に向けて、経営トップ自らが、労働災害防止のための方針とその実現のための重点目標を設定し、労使一体となって労働災害防止活動に取り組むことを目的とします。

## 2 実施期間

平成28年4月から平成29年3月まで

## 3 実施方法

(1) 事業場の経営トップが、労働災害を防止するための基本方針と重点目標を内容とした「安全宣言」を作成してください。

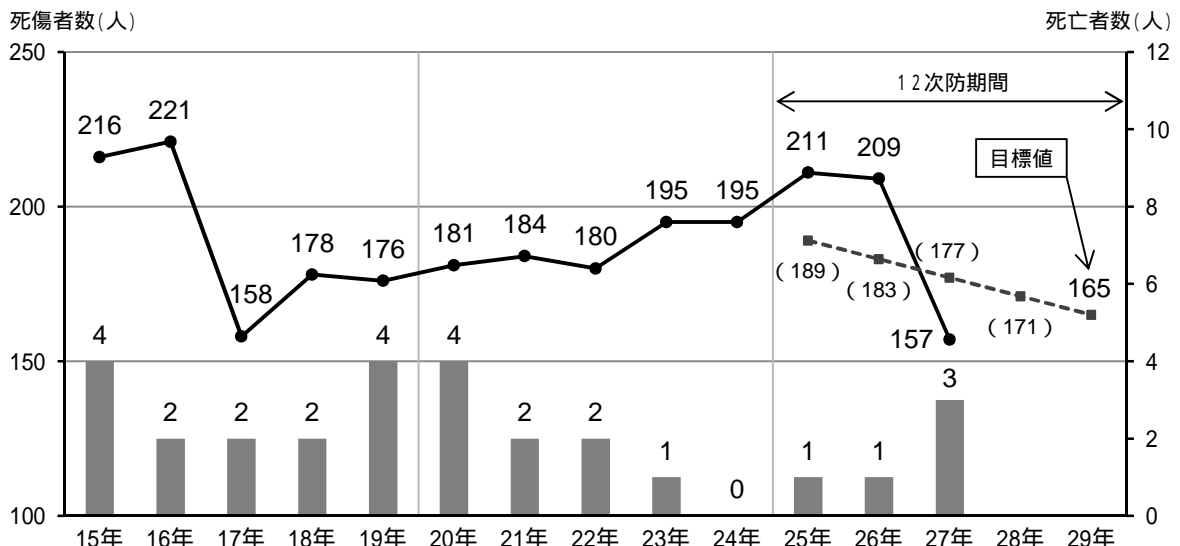
なお、宣言の内容は、過去の労働災害発生状況、日常の安全衛生活動の問題点などを踏まえ、具体的に、全ての労働者が理解できる表現としてください。

(2) 「安全宣言」の内容は、会議、朝礼などで全労働者に周知させるほか、事業場内の掲示板、休憩所などに掲示してください。

また、会議、朝礼などで重点目標の実施状況を確認するなど、安全意識の高揚のため、積極的に活用してください。

(3) 安全宣言の様式は任意ですが、青森労働局ウェブサイトにて作成例を掲載しています。

[青森労働局 安全宣言](#)



資料出所：労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上に係るもの）